

独立行政法人国立文化財機構契約監視委員会（令和4年度第2回）議事概要

開催日及び場所	令和5年6月12日（月） 東京国立博物館平成館3階第2会議室	
出席委員 （敬称略）	<p>○委員長 原田 一敏（ふくやま美術館 館長／東京藝術大学 名誉教授）</p> <p>○委員 西浦 忠輝（特定非営利活動法人文化財保存支援機構 副理事長） 久留島 典子（独立行政法人国立文化財機構 監事） 稲垣 正人（独立行政法人国立文化財機構 監事）</p> <p>※事前審議 上野 憲一郎（株式会社三越伊勢丹 美術営業部 営業部長） 山田 美代子（公認会計士）</p>	
審議対象期間	令和4年10月1日～令和5年3月31日	
個別審査対象案件	195件	<p>○議 事</p> <p>（報告事項）</p> <ol style="list-style-type: none"> 令和4年度第1回契約監視委員会の実施結果について 令和4年度契約実績について <p>（協議事項）</p> <ol style="list-style-type: none"> 令和4年度（10～3月期）契約点検（競争性のない随意契約（継続・新規）） 令和4年度（10～3月期）契約点検（一者応札・一者応募（継続・新規）） 令和4年度（10～3月期）契約点検（その他案件） 令和4年度独立行政法人国立文化財機構調達等合理化計画の自己評価について 令和5年度独立行政法人国立文化財機構調達等合理化計画の策定について
令和4年度（10～3月期）契約（競争性のない随意契約（継続・新規））	89件	
令和4年度（10～3月期）契約（一者応札・一者応募（継続・新規））	73件	
令和4年度（10～3月期）契約（その他案件）	33件	

※委員からの意見・質問、それに対する回答、及び審議総括については、【別紙1】のとおり

【別紙1】

質 問 ・ 意 見	回 答
<p>(報告事項)</p> <p>1. 令和4年度第1回契約監視委員会の実施結果について</p> <p>特段の質問事項はなし</p> <p>3. 令和4年度契約実績について</p> <p>特段の質問事項はなし</p> <p>(協議事項)</p> <p>1. 令和4年度(10~3月期)契約(競争性のない随意契約(継続・新規))の点検</p> <p>(1) 該当の契約89件について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部事務局の高精細複製品製作契約について、プロジェクトを継続するにあたって契約金額の適正性を注視していく必要がある。 ・本部事務局の国宝寄託品動産総合保険契約について、不落随意契約となった要因について如何。 ・東京国立博物館の京浜急行線羽田空港国際線ターミナル駅広告媒体掲出業務契約について、調査を実施することで定量的にその広告の効果や認知状況を把握し、継続の可否を引き続き検討するべきである。 ・不落随意契約となった各施設の電気供給契約について、競争入札に付すことは不可であったのか。 <p>(2) 総括</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約金額の内訳については複製品の製作費が大半を占めている。本プロジェクトの適正性については引き続き注視していく。 ・3者より仕様書の受領があったが、国宝の文化財といった特殊性や競争力が見込めないなどといった要因で不参加となり、不落随意契約を締結した。 ・引き続き東京国立博物館において検討していく。 ・昨今の燃料費高騰を受けて、電力供給各社は価格変動が大きい状況下で契約金額が統一される一般競争入札への参加を控え、独自の電力プランを提供していたため、随意契約での締結となったと分析している。

令和 4 年度（10～3 月期）契約（競争性のない
随意契約（継続・新規））について、妥当であると
判断する。

2. 令和 4 年度（10～3 月期）契約（一者応札・
一者応募（継続・新規））の点検

(1) 該当の契約 73 件について

- ・本部事務局の令和 4 年度 Web アプリケーション
診断業務の情報セキュリティ強化との関連性に
ついて如何。
- ・奈良文化財研究所の Asset View 年間ライセンス
契約について、自主的措置として定める公告期
間 20 日以上となるように、調達の早期化が必要
である。

(2) 総括

令和 4 年度（10～3 月期）契約（一者応札・一
者応募（継続・新規））について、妥当であると
判断する。

3. 令和 4 年度（10～3 月期）契約（その他案件）
の点検

(1) 該当の 33 件について

特段の質問事項はなし

(2) 総括

令和 4 年度（10～3 月期）契約（その他案件）
について、妥当であると判断する。

4. 令和 4 年度独立行政法人国立文化財機構調達
等合理化計画の自己評価について

(1) 自己評価について

- ・機構の運営システムの脆弱性を診断する情報セキ
ュリティ監査であり、国より脆弱性排除のための
対策を講ずるよう示されたガイドライン等に基
づき実施している。
- ・ご指摘のとおりであるため、改善に向けて取り組
みたい。

<p>・特定物品等の保守業務については、原則、事前公募型随意契約を取り入れるほか、新規調達時において保守も含めた総合的な契約とすることや、長期間継続されている保守契約についても契約更新時により安価となるよう価格交渉等を行うなど効率化を図る必要がある。</p> <p>(2) 総括 令和4年度独立行政法人国立文化財機構調達等合理化計画の自己評価については、妥当であると判断する。</p> <p>5. 令和5年度独立行政法人国立文化財機構調達等合理化計画の策定について</p> <p>(1) 策定について 特段の質問事項はなし</p> <p>(2) 総括 令和4年度独立行政法人国立文化財機構調達等合理化計画の策定については、妥当であると判断する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>・ご指摘のとおりであるため、改善に向けて取り組みたい。</p>
---	------------------------------------